

名古屋市告示第 315号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 7年 6月 4日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 有料公園施設等の名称
ガーデンプラザ（荒子川公園）

- 2 変更内容

令和 7年 6月 9日（月）を供用する日に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課